

SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Jun. 2017
No.192

6
月号

特集

THE ¥

～硬貨・紙幣のヒミツ～

好評連載

医療ステーション

徳田孝司の「月刊マルトク堂」

もう悩まない事業承継・M&A徹底解説

「ぶらトク」新宿で料理教室

大好評！

税務・税金の話



CONTENTS

01-03

THE ¥ ～硬貨・紙幣のヒミツ～

04 ●税金Q&A
永年勤続者に対する表彰

05 ●医療ステーション
医療機関の接遇面

06 ●税金
高額特定資産取得時の消費税の取り扱い

07 ●国際税務
ミャンマーの税制概要

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
業種別M&Aの動向～介護・福祉業～

09 ●セミナーレポート
経営ノート2017 出版記念セミナー

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ 「お金」

今月の執筆者には、初任給・初めてのお小遣いで買ったものについてコメントをいただいています。

「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」

S T A F F

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平(ラユニオン・パブリケーションズ)
編集
神 沙絵良(ラユニオン・パブリケーションズ)
市来聡一郎(ラユニオン・パブリケーションズ)
生出祐子(And-Fabfactory)

デザイン
片寄雄太(And-Fabfactory)
東方実菜子(社・本郷 税理士法人)

撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
社・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3312 広報室
Mail:scope@ht-tax.or.jp

特集

特集

THE ¥

～硬貨・紙幣のヒミツ～

毎月のお給料、おこづかい、売上、家計、経済、そして辻・本郷 税理士法人が扱う税金……。すべてお金についての言葉ですが、『物としてのお金』について考える機会は少ないのではないのでしょうか？今回は日本のお金について学んでいきましょう。

現在、日本のお金は「紙幣（お札＝銀行券）」と「貨幣（硬貨）」があり、紙幣を「国立印刷局」が、硬貨を「造幣局」が作っています。

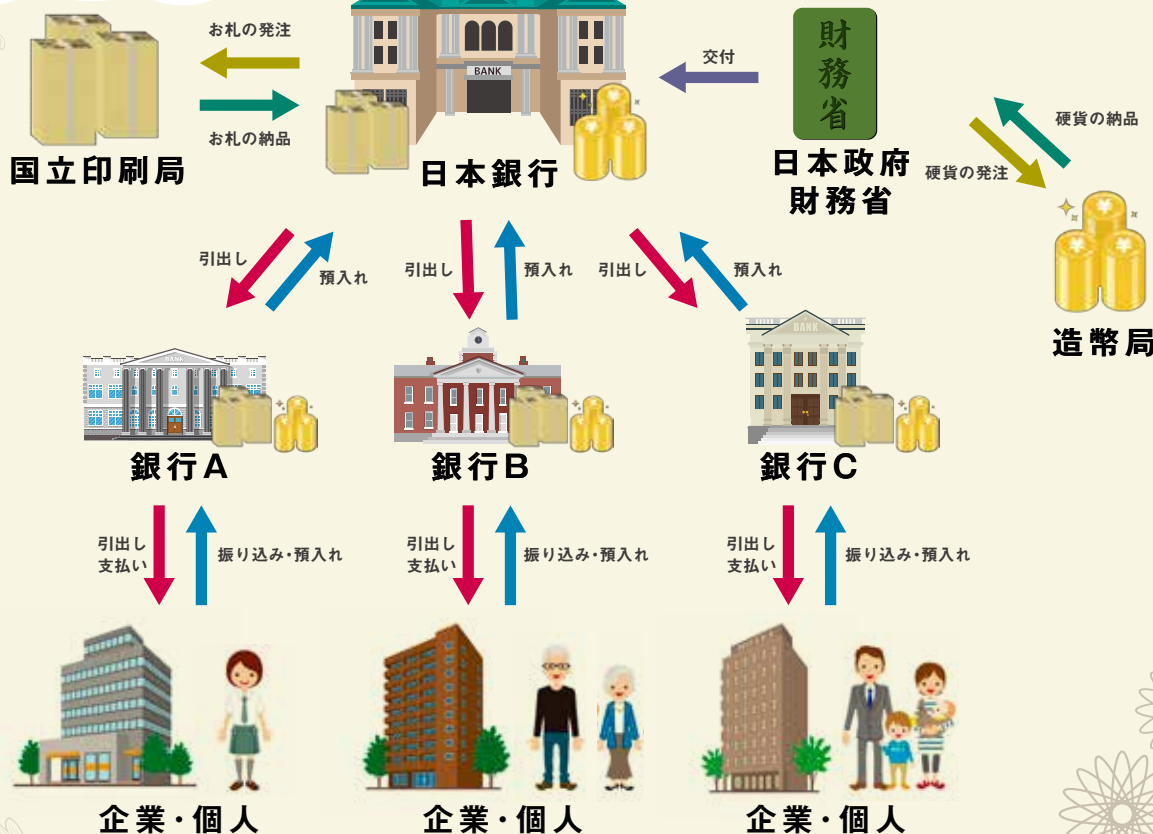
紙幣は日本銀行券の名の通り、日本銀行が国立印刷局に発注して作られます。日本銀行に納入されたお札は銀行等の金融機関を経て、市中に流通することになります。市中に出たお金は、傷みなどの寿命が

あり1～5年程度で回収されて、新しい紙幣と順次入れ替えをしています。その枚数なんと年間約30億枚！ちなみに、市場には約140億枚、約80兆円が流通していると言われています。

一方の硬貨は、政府（財務省）が造幣局に依頼して製造、これを日本銀行に交付し、

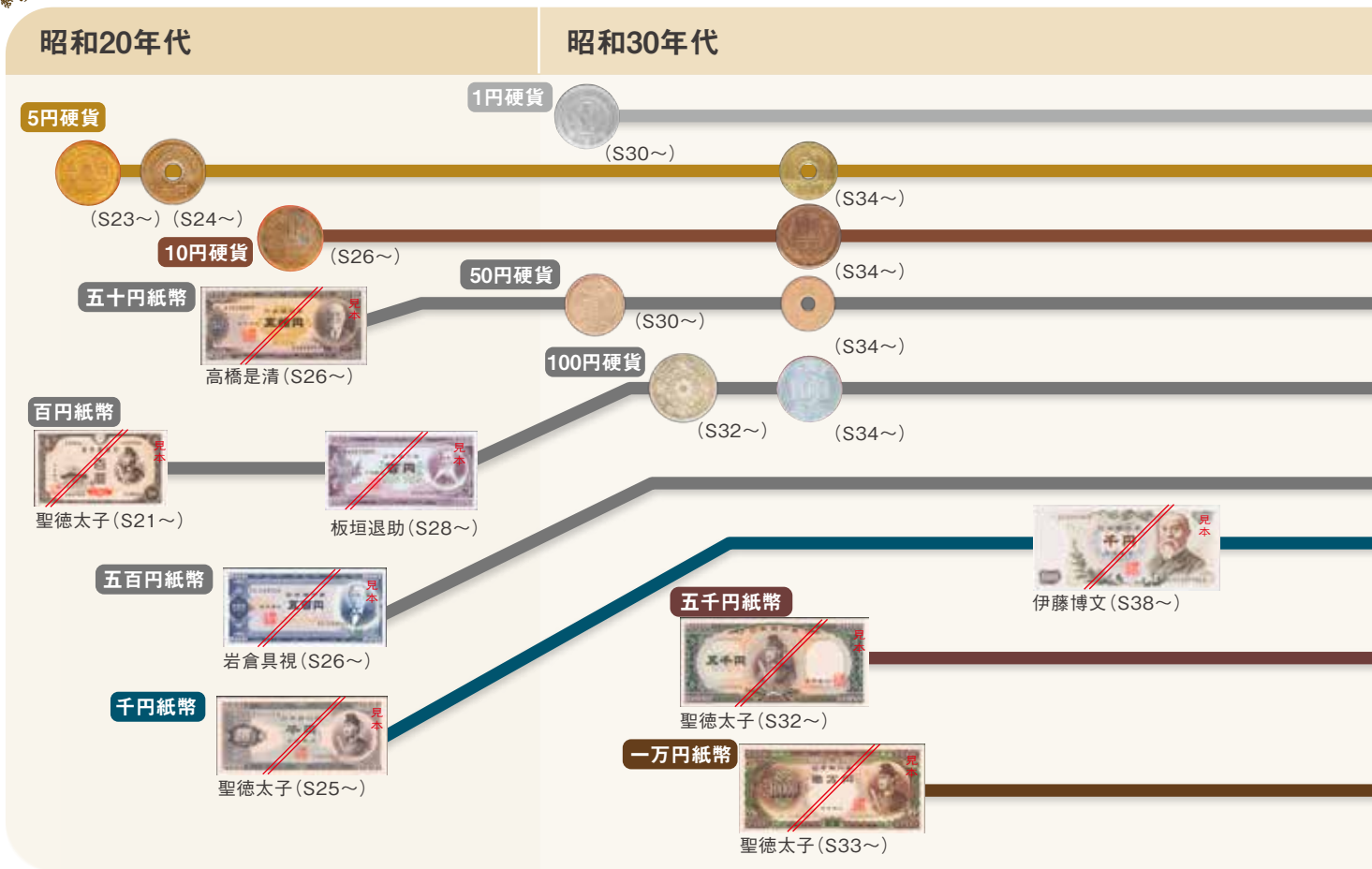
日本銀行から各銀行に納品しています。昭和23年から平成28年までの68年間に製造された硬貨の枚数は約1,225億枚。硬貨も紙幣と同様、破損した物は回収されますが、紙製の紙幣と比べ金属製の硬貨は耐久性があるため、読者の皆さんのお財布の中にも何十年も前の硬貨があったりするのではないのでしょうか？

紙幣（お札）・貨幣（硬貨）の流れ



出典：国立印刷局Webサイト「お札の製造量はどのくらい？」を元に作成

お金の年表



お金の歴史

元々、物々交換で物をやりとりしていた人類がお金を利用し始めた起源はさだかではありませんが、今から4500年前のメソポタミア時代には、銀などの金属を使って代金を支払っていたとの記録がありました。

物々交換では大きな物や、高価なものを持ち運ぶことが困難であり、物の替わりに使われることになったものがお金と言えます。

日本では、西暦621年に中国で造られた「開元通宝」が日本に伝えられたのが最初の貨幣だと言われています。西暦683年には初めての国産貨幣「富本銭」が造られました。富本銭が日本のお金の祖先だと言えます。

その後、海外からの渡来銭や江戸時代の金貨(小判)などを経て、明治4年に現在の通貨である「円」が登場しました。

政府による紙幣の乱発により、インフレが進み、これを正す目的で、明治15年に独立機関としての日本銀行が設立されました。これが、現在の「紙幣＝日本銀行券」の始まりとなりました。

近代～現在のお金

上記年表は戦後、昭和20年代以降に発行された紙幣・硬貨を年表にしたものです。現在流通しているもので一番古いものが昭和30年に製造が始まった1円硬貨。平成28年までに約44億枚製造されました。読者の皆さんには、お札＝聖徳太子というイメージの方も多いかと思

います。昭和25年発行の千円札、昭和32年発行の五千円札、そして昭和33年発行の一万円札。昭和38年から伊藤博文の千円札が発行されるまでの5年間は、千円札、五千円札、一万円札が聖徳太子でした。(なお、聖徳太子はこれまで7種類のお金に肖像として登場しています)。

そして、昭和59年には夏目漱石(千円札)、新渡戸稲造(五千円札)、福沢諭吉(一万円札)が登場。多くの読者が覚えているのではないのでしょうか？平成16年には野口英世(千円札)、樋口一葉(五千円札)、福沢諭吉(一万円札)へと変更され現在に至ります。では、紙幣のデザインはなぜ変更されるのでしょうか？これは、偽造の防止を目的としていて、近年ではおよそ20年周期で変更されています。

お金のコラム 1円硬貨のヒミツ

累計約443億枚(平成28年時点*)製造された1円硬貨は最も多く製造された硬貨です。発行枚数も多く、もっとも身近な硬貨のひとつである1円硬貨のヒミツをご紹介します。

*造幣局:年銘別貨幣製造枚数より

(1)日本の貨幣の長老

現在でも作られている紙幣・貨幣の中で最も長い期間使われているのが1円硬貨、昭和30年に発行されてからなんと62年たった今も同じデザインで作られています。

(2)世界唯一「水に浮く」硬貨

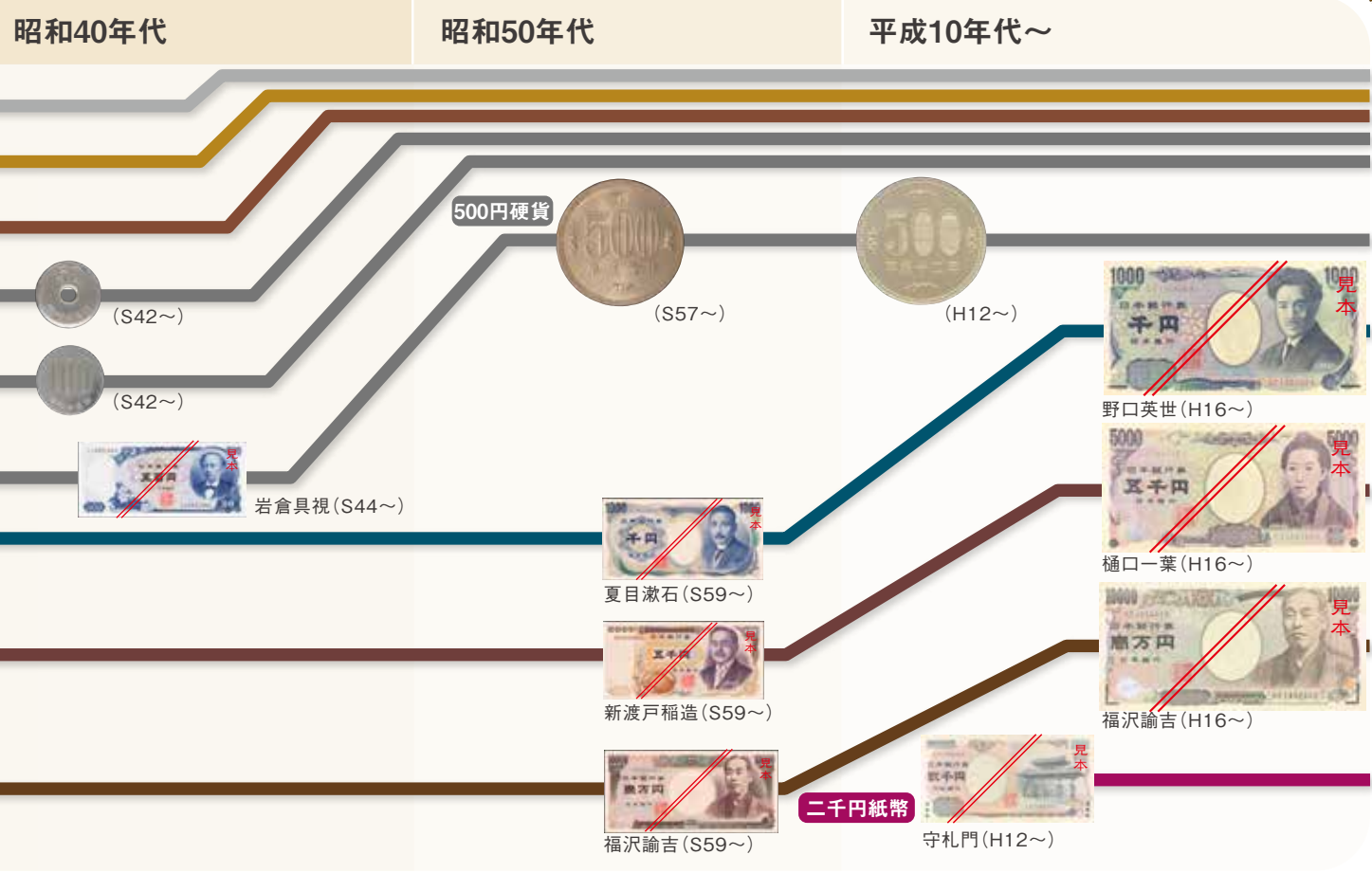
アルミニウム製の1円硬貨は、比重こそ水より重いのですが、表面張力によって水に浮かべることが出来ます。これは、世界で唯一だにご存知でしたか？



(3)公募で選ばれたデザイン

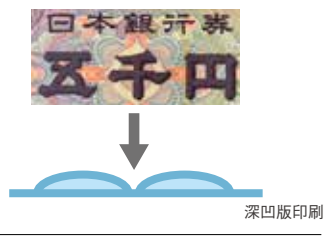
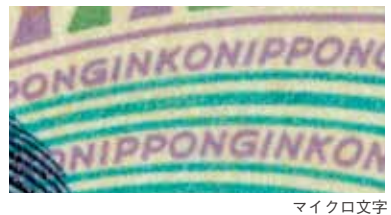
1円硬貨は、硬貨として初めてデザインを一般公募し、表面には若木をデザインした図案を、裏面には1の文字を大きく取り入れた図案が採用されました。ちなみに、裏と表では別の人の案が採用されました。





紙幣の秘密

では、紙幣の肖像・デザインはどうやって決めているのでしょうか。「財務省」「日本銀行」「国立印刷局」の3者が協議し、最終的には日本銀行法に則り財務大臣が決定することになっています。決定を受け、国立印刷局の工芸官(国家公務員)がデザイン・原画を作成。デジタル技術を用いた模様や彩紋という幾何学模様を加えます。原画を元に特殊な彫刻刀で銅版に線を刻み、原版を作製します。現在、この工芸官はおよそ30名で、欠員が出たら募集されるという狭き門です。



こうしてデザインされた紙幣には様々な偽造防止の特殊な技術が施されています。印刷を盛り上げ、感触が変わる「深凹印刷」。「ホログラム」や「すかし」「潜像模様」、といった視覚でわかるもの、ルーペで見ないと認識できない「マイクロ文字」やブラックライトで発光する「特殊発光インキ」などの道具を使い判別する物など、様々な技術が付与されています。こうしたことから、日本の紙幣の偽造防止技術は世界トップクラスと言われており、円が信用の高い通貨である要素のひとつにもなっています。

お金のカタチ

辻・本郷 税理士法人が税務のプロとして扱う税金は、もちろんお金ですが、クレジットカードや電子マネーが普及し、給料も金融機関への振り込みが主流となった現在、現金そのものを手にする機会が減ってきているのも事実です。物やサービスを売買する「共通のものさし」として、お金以上のものはありませんが、今回あらためて、『物としてのお金』にフォーカスすることで、新たな発見もありました。ご紹介した内容はほんの一部ですが、少しでも『お金』を身近に感じていただければ幸いです。

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q&A

永年勤続者に対する 表彰

Q uestion

当社は永年勤続表彰として、勤続20年に達した社員に対して特別休暇3日間と、2泊3日程度の旅行費用相当額として10万円を支給しています。この10万円は、福利厚生費として処理していましたが、今般の税務調査において、福利厚生費ではなく、給与または賞与として計上し、社員の源泉徴収の対象とすべきという指摘を受けました。実際社員が旅行をしたかどうかは確認していませんが、勤続20年というのは約5000日の勤務ですから、1日あたりに換算すると20円程度。そのようなものまで課税対象というのは納得いかないのですが、なんとかならないものではないでしょうか？

税金Q&Aでは皆さんの
税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を
scope@ht-tax.or.jp まで
お寄せください。

A nswer

20年勤続した社員に対して、表彰や記念品、場合によっては金品を贈ることは、永年の労をねぎらうだけでなく、後進の励みにもなりますから、労務対策から考えても有用な施策だと思います。しかしながら、ご相談のような勤続途中の金品支給のケースでは、給与課税が原則となります。税法には血も涙もないと言ってしまうまでもありますが、課税の公平上やむを得ません。ただ、退職金の場合には、退職所得控除という仕組みにより金品支給であっても所得税が課税されないケースもあります。

旅行（海外旅行を含む）をプレゼントしたいのであれば、本人の希望を聞いて旅行を計画し、旅行代金を旅行会社に会社が直接支払うことにより、社会通念上相当と認められる費用負担であれば、給与課税をしなくてもよいという規定があります。従って、御社の場合でも、①現金支給から1年以内に、②本人が旅行を実施し、③会社宛に領収書等を添えて旅行報告を行っていただければ、本人の給与課税は避けられたものと考えられます。ただし、旅行代金等が支給を受けた金額未満のケースで、差額を返金させない場合には、その差額分が給与課税されることになります。

なお、税法では、永年勤続表彰に対する記念品や旅行費用のプレゼントは、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とすると規定しています。また、前回の表彰からおおむね5年以上の間隔があれば、複数回の表彰であっても課税対象としなくてもよいとされています。今後の運用の参考としてください。

「初任給・初めての
お小遣いで
買ったもの」
初めての給与ではありませんが、初めての出産手当金で『柳田國男全集』を購入しました。いまでも妻よりひんしゅくを買っております。皆様は真似をしないでください。(小林)



医療ステーション vol.7

介護施設等を運営する民間企業は、急増する高齢者を自社施設の利用者にすべく、待遇などのソフト面を充実させています。これは医療機関も同じです。今回は、近年の医療機関の待遇改善についてお話しします。



恒吉弘基 (つねよしひろもと) ●ヘルスケア事業部顧問

▲社・本郷 SCOPE
ヘルスケアコラム

医療機関の待遇面

人口減少と世界的にも他に類を見ない高齢化、そして2016年分の税収を先食いしている760兆円の国債発行残高などを考えると、今後の医療と介護のあり方は、今までの延長ということにはならないでしょう。ちなみに、2005年から2025年までの65歳以上の高齢者人口の増加数は、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、千葉県、北海道、兵庫県、福岡県の9つの都道府県の増加数が全体の60%を占める見込み。高齢化は、特に都市部で進んでいます。

病院の在宅復帰を評価する診療報酬項目は現在13項目ほどあり、これが来年の診療報酬・介護報酬の同時改定でより高く評価されることになると思います。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるような体制を整える「地域包括ケアシステム」が、さらに進展していくでしょう。

そんな中、民間企業の経営する有料老人ホームやデイサービス、訪問看護ステーションなどでは、時

流に合わせてハード・ソフト両面を充実させ、競争力を高めています。実は病院や診療所も同様に、利用者確保のためにさまざまな工夫を始めています。その一つが、これまではどちらかというと苦手だった“待遇”のレベルアップです。

待遇についてのマニュアル等では、しばしば「メラビアン法則」が紹介されます。米国の心理学者で、UCLAの名誉教授でもあるアルバート・メラビアンは、第一印象を決めるのは視覚的要素が55%、聴覚的要素が38%、話の内容が7%という法則を提唱しました。この法則によれば、第一印象は視覚的要素と聴覚的要素でほぼ決まるということになります。

視覚的要素とは表情、服装、姿勢、態度、身だしなみなどで、聴覚的要素とはあいさつ、言葉づかい、話し方、声の大きさなど。確かに病院や診療所で身だしなみの清潔なスタッフから爽やかなあいさつをされると、暗い気持ちが和みます。患者の「患」は心に串が刺さっている

と書き、その串を取り除くことがcureとcareだと先輩から教わりました。患者の満足度を上げるのは、高価な設備や備品よりも、スタッフの待遇なのです。また、電話応対でもチャンスロスの多い少ないが決まります。顔の見えないやりとりだからこそ、丁寧で気持ちのいい受け答えが肝心。これには日頃からの教育が大切だと思います。事務職と専門職が協力して電話応対のフローチャートと基本マニュアルを作ったり、外来患者数の増加につながったという医療機関もあります。

一方で、待遇への不満などがネガティブな口コミなどとして表れてしまうこともあります。これは患者数の減少につながりかねないため、やはり日頃からの意識付けが大事です。とはいえ、例えば心筋梗塞や脳梗塞などへの対処で一刻を争うような状況もあります。そのような時に待遇について考えている余裕がないということも、医療現場では現実としてあり得るのです。

「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」

初任給だけは銀行振込ではなく、新札の現金で支給されました。その新札を握りしめて大阪梅田の阪急デパートへ向かい、両親への感謝の気持ちを込めてエンゼルフィッシュのガラスの置物を買いました。両親はしばらくの間、親戚や近所の人達が来るとその置物を見せていたそうです。38年前の話ですが、その置物は、今でも実家の床の間に置いてあります。(恒吉)

高額特定資産取得時の消費税の取り扱い



喜友名健

(きゆなたけし)

● 沖縄支部

平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以降に、高額特定資産を購入した場合、事業者免税点制度および簡易課税制度の適用ができなくなりました。

平成22年4月1日から適用されている「調整対象固定資産を取得した場合の特例等」では、資本金1,000万円以上で設立した新設法人や、課税事業者の選択届出書を提出した事業者のみを対象としていま

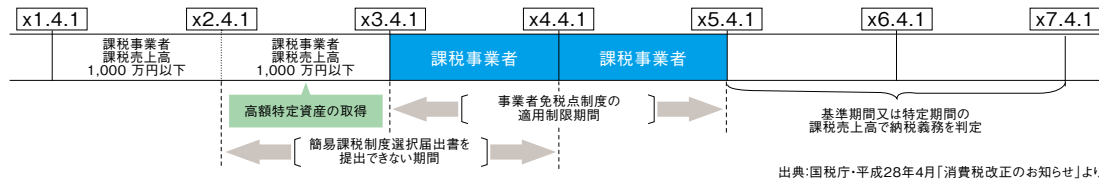
したが、今回の改正ではすべての課税事業者が適用対象となっています。

【改正内容】

課税事業者が高額特定資産（一の取引の単位につき、1,000万円以上の棚卸資産を含む資産）の仕

入れ等を行なった課税期間に原則課税で申告した場合は、その課税期間の初日から3年を経過するまでは、事業者免税点制度および簡易課税制度が適用できず、原則課税による申告が強制されます。

「高額特定資産」適用関係の具体例

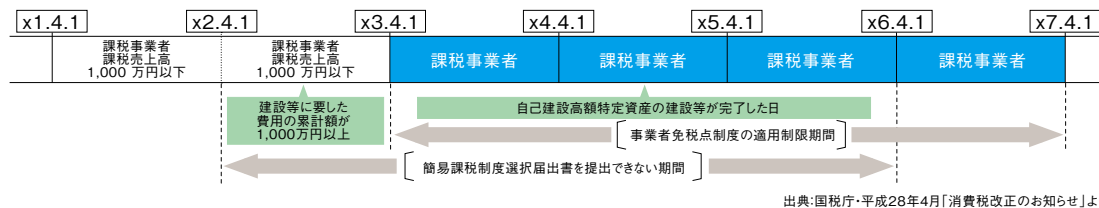


また、自己建設高額特定資産（他者との契約に基づき、自ら建設等をした高額特定資産）については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度および簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費および経費に係るも

のみに限り、消費税に相当する額を除く）の累計が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの、事業者免税点制度および簡易課税制度が適用できません。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出できない期間に提出しても、提出が無かったものと判断されるためご注意ください。上記の改正内容は、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。契約締結日が平成27年12月31日以前であれば適用されません。

「自己建設高額特定資産」適用関係の具体例



「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」

初任給で購入したのは少し良いお酒でした。自分で飲むためではなく、感謝の気持ちと、「他愛もない話でもしながら一緒に飲もう」という思いを込め、父に贈ったものです。ちなみに、私の思いとは裏腹に、翌週には父が一人で飲み切っていましたので、結局安いお酒を酌み交わすことになったことも追記しておきます。（喜友名）



軍事政権から脱却し、民主化の道を歩み始めたミャンマー。法整備が待たれる現在のミャンマーの主な税制の概要について解説いたします。

富岡 多恵子 ●ミャンマー支部
(とみおかたえこ)

①法人税

居住法人、非居住法人にかかわらず、税率は原則25%です。決

算期は3月と定められており、期末後3ヵ月以内（6月30日まで）に確定申告書を提出し、その後発行される課税通知書に記載された期日

までに納税しなければなりません。

式ですが、担当税務官の査定次第で経費が認められないことや、損失が出ているにもかかわらず課税されてしまうこともあり、実態としては賦課課税方式が適用されているといえるかもしれません。

②源泉税（前払法人税）

年間50万チャット以上の取引をする企業間については、代金の

支払側が支払代金からあらかじめ受取側の企業が納付すべき法人税分を差し引き、それを7日以内に税務署に納付する必要があります。また、その納付書は、受取側企業の法人税申告に必要なため、受

取側に送付しなければなりません。しかし、納付作業が煩雑なことで、罰則規定の詳細が発表されていないこともあり、あまり浸透していないのが実情です。

③所得税

居住外国人については全世界所得、非居住外国人には国内所得の

みがそれぞれ課税対象となり、日本と同様に給与支払者が源泉徴収して毎月納付（四半期も可）します。また、所得控除、累進課税（0～25%）、年末調整や確定申告があることも日本と同じです。社員に対す

る給与以外の特別な利益供与は課税対象となりますが、2015年の改正により、会社負担の家賃が法人契約の場合は課税対象外となりました。ただし、個人契約の場合は課税されますので注意が必要です。

④商業税

日本の消費税に似た税金です。非課税として限定列举されたもの以外は、国内で行われるすべての取引に原則5%の商業税が課税されます。翌月10日までに前月分を納付し、四半期ごとの税務申告書とその翌月末までに、また年次の税務申告書を6

月末までにそれぞれ提出することが義務付けられています。法律上は消費税と同じく仕入税額控除もありますが、要件や手続きが未整備であるため、現状では利用が難しくなっています。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。 ● TEL : 03-5323-3537 mail : tp@ht-tax.or.jp

「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」

会計事務所に就職し、初任給で最初に買ったものはスーツでした。当時は仕事に着ていけるような服をあまり持っておらず、毎日何を着て行けばいいのか悩んでいたことを思い出します。その時はそれで精一杯だった覚えがありますが、今になってみると、何か両親に記念になることをしてあげればよかったな、と思います。(富岡)

もう悩まない 事業承継・M&A 徹底解説

業種別M&Aの動向～介護・福祉業～

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役 社長執行役員 荒井 洋一

今回は設備工事業のM&Aの概要についてご説明いたしました。今回は、引き続き業種別のM&A動向として、近年M&A件数が増加傾向にある介護・福祉業を取り上げます。

世界に先駆けて超高齢社会に突入している日本。全人口における65歳以上の割合は、2013年に25%に到達しました。実に4人に1人が65歳以上という時代になっています。この高齢化の進展とともに成長しているのが、介護業界全体の市場規模です。毎年約5%ずつ拡大し、2010年度には7兆9,308億円に上りました。

こうした中、異業種の大企業がM&Aで参入・事業拡大を図るケースも多くなっています。損害保険ジャパン日本興亜や、ソニーフィナンシャルホールディングス等の参入は記憶に新しいところでしょう。また、既存の介護事業者が、拠点の拡大や事業の多角化を図る手段としてM&Aを活用することもあり、介護業界

の競争は激化しています。

一方で、2年に一度介護報酬の改正があるなど、国の施策等が変わるたびに柔軟な対応が求められる難しい業種でもあります。国による規制が介護業界におけるM&Aのあり方を大きく変えたのが、2006年4月の介護保険法の改正です。この法改正で、有料老人ホームは総量規制の対象となりました。それまで都道府県知事が許可すれば開設できていた有料老人ホームが、都道府県が決めた必要利用定員を超えている場合は新設できなくなったのです。この影響で拠点拡大のためのM&Aが活発化。現在も依然としてその状況が継続しているわけです。

また、国の方針もあり、介護業界は施設型から在宅型へと徐々にシフトしてきております。こうした流れの中で、施設の老朽化等を抱える中堅中小規模の企業様からご相談をいただくケースも少しずつ増加してきました。

このような介護・福祉業におけるM&Aのポイントですが、施設型は、「特定施設」や「グループホーム」を有する企業に高い株価が付きやすく、一方の在宅型は、有資格者の有無に株価が左右されやすいという傾向があります。

とはいえ、在宅・施設型を問わず、また、同業・異業種にかかわらず、M&Aを行う上で重要なのは、そこで働く従業員に現状よりも良い職場環境を用意することに尽きると思います。このためには秘密保持を結んだ上で多数の譲受候補企業との面談が大事。その上で、毎度のこととなりますが、M&Aの鉄則である“準備は早く、決断は慎重に”を心がけることが必要になります。

先行きが不安など、介護事業でお悩みの際には、是非会計事務所の担当者にご相談いただければと思います。

「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」

ずいぶん昔のことで記憶が薄れていましたが、入社時にネクタイを2本しか持っておらず、父親から借りていたのが嫌で、初任給でネクタイを何本か買った記憶があります。5月からクールビズ、ノーネクタイの時期ですから、時代は変わりましたね。(荒井)

経営ノート2017 出版記念セミナー

辻・本郷 グループ会長・本郷孔洋氏による『経営ノート2017』出版記念セミナーが全国6箇所(東京、横浜、仙台、大阪、名古屋、札幌)の会場で行われた。

開催概要:2017年4月27日(木)東京・学士会館210号室

本郷 孔洋(税理士・公認会計士/辻・本郷 グループ会長)
 榎原 達也(税理士/辻・本郷 税理士法人 専務執行理事)

どう変わる? 事業承継税制

第一部では、辻・本郷 税理士法人、専務執行理事の榎原達也氏が登壇。「ご存知ですか?事業承継税制改正のキモ」と題し、今年には事業承継の絶好のタイミングになるかもしれないと説明した。経営者が高齢化している昨今、後継者へのバトンを渡す際の相続税・贈与税・所得税の負担は決して軽い。榎原氏は「正式な公表前の「改正案」の段階ではあるが、税制改正により自社株の評価額の計算方法が改訂され、株価評価額を低く抑えられる可能性がある」と語った。

非上場会社の株価は、上場している同業他社の株価を参考にして算出されるが、この算出に利用する株価は相続・贈与のあった当月、前月、前々月、前年の平均株価のうち、もっとも低い金額を採用していた。それが今回の改正で2年間の平均株価も加えられることになる。これにより業績の上向いている業種では、株価の評価額を抑えることが出来るようになる。また、会社規模の判定は大きい会社である方が株価は安くなるが、規模の判定基準が見直され、より大きな会社区分になりやすくなった。「今回の改正で自社の株価がどう動くのかに注視し、事業承継のタイミングを見極める一助として欲しい」と締めくくった。



本郷 孔洋氏



榎原 達也氏

大航海時代の ビジネスチャンスとは?

第二部は、辻・本郷 グループ会長の本郷孔洋氏が登壇。「大航海時代のビジネスチャンス～私の鳥の目、虫の目、魚の目」とのタイトルで講演。物事の見方には、上からマクロの目で見える「鳥の目」、現実を地上からすぐ側で見る「虫の目」、環境の変化に瞬時に対応する「魚の目」の3つがあると語った。

(1)「鳥の目」では世界的な移民や難民の増加を例に、第2の大航海時代が来るのではないかと指摘。日本に押し寄せる訪日観光客を短期の移民と見立てれば、人口が増えるのと同じ効果を生みGDPが上がると解説。

(2)「虫の目」では、「自社のIT化・スマホ化」、「金融化」、「贈与の時代」を紹介。「自社のIT化・スマホ化」は、ほぼ日やメルカリを例に、「自社の事業やサービスをプラットフォームにして、お客様を参加させることが重要」だと語った。また、利回りで考える「金融化」、資産の移転を税制が支える「贈与の時代」が足下で起こっていると説明した。

(3)「魚の目」は「すう・れい・か=(数・冷凍・3K)」と称し、利益ではなく数(シェア)を追う「数の時代」、冷凍技術の革新によって食品のイノベーションが訪れる「冷凍の時代」、日本に残された成長分野「3つのK(環境、観光、健康)の時代」の3つの視点を紹介した。

徳田孝司の マルトク 「月刊 トク堂」

#10 掛け捨て保険で個人契約は「損」?
～税効果は法人契約が有利です～

1. 個人契約と法人契約の違い

生命保険契約のいわゆる掛け捨て保険(満期時の返戻金はなく、保険事故の際の保険金を目的にしたもの)に係る保険料については、個人契約と法人契約で税務上の取り扱いが異なります。

個人契約の場合は、生命保険料控除として支払保険料の一定金額(上限5万円)が控除され、税金が軽減されます。最大の税額軽減額は最高税率55.945%の場合の2.79万円。それ以上の税金の軽減効果はありません。

一方、法人契約の場合は、支払保険料の全額が法人経費となります。そのため、仮に実効税率を35%とすると、常に

支払保険料の35%分の税金が軽減されることとなります。

2. 具体的シミュレーション

下表をご覧ください。個人契約と法人契約とでは、支払保険料が同額だったとしても、税効果の違いにより実質資金負担に差が出ます。支払保険料が年間100万円のケースだと、実質資金負担は、個人契約の場合98万3500円、法人契約の場合65万円となり、毎年33万3500円の差が出るようになります。

なお、法人契約のケースで保険事故が起きた場合、保険金は法人に支払われますので、個人に対しては必要であれば死

亡退職金などとして支払われることとなります。

3. 個人契約保険を確認してください

このように、個人契約と法人契約では税効果に明らかな差があります。将来のことを考えて個人契約にしておきたいという事情も出てくるかもしれませんが、その際は、解約返戻金相当額(掛け捨て保険なので基本ゼロ)で法人契約から個人契約に契約者変更を行うことが可能です。

いま一度、個人契約の保険を確認してみてください。

徳田孝司 トク

個人契約・法人契約シミュレーション

(単位:円)

支払保険料(年)	個人契約			法人契約			差額
	生命保険料控除	税効果	実質資金負担	法人経費	税効果	実質資金負担	
100,000	50,000	16,500	83,500	100,000	35,000	65,000	18,500
200,000	50,000	16,500	183,500	200,000	70,000	130,000	53,500
300,000	50,000	16,500	283,500	300,000	105,000	195,000	88,500
500,000	50,000	16,500	483,500	500,000	175,000	325,000	158,500
1,000,000	50,000	16,500	983,500	1,000,000	350,000	650,000	333,500

前提条件 1.個人税効果33% 2.法人税効果35%

「初任給・初めてのお小遣いで買ったもの」特に買ったものの記憶はないですが、昭和53年当時の初任給は11万円余りで、手取りは9万円と少でした。東京世田谷の4畳半、風呂なし共同トイレで家賃は1万4000円。特に不自由なく生活していました。物理的には昔よりも良くなったのですが、ひょっとすると今の方が不自由なのでは？(徳田)

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#014

新宿で料理教室に入門の巻

誰でも
体験可

撮影協力:ABC新宿タカシマヤタイムズスクエア
クッキングスタジオ

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-2 新宿タカシマヤタイムズスクエア 12F
TEL: 03-5312-4671 <https://www.abc-cooking.co.jp/>
全国で約28万人が通う料理・パン・ケーキの教室。明るい雰囲気の中、レベルに合わせてさまざまなメニューを習うことができます。今回体験したのは、初めての方限定の500円で参加できる体験レッスンです。



今回のパートナー

神奈川エリア 事業承継法人部
部長 鈴木 正彦さん

中小企業を中心に、お客様の悩みを解決するパートナーとして頼られる存在を目指し、日々奮闘中!



こんなことで違うんですか?



いい香りがしてきたね

久しぶりに手にする包丁に真剣なまなざしになるお二人。

さやえんどうのスジ取りを教わりながら、ほんの一手間で味や口当たりが変わることに驚く鈴木さん。

先生に教わりながら、いよいよメインの肉じゃがを煮ます。

久々のクッキングは 楽しくおいしい体験!

子供を育てながら家事をこなす奥さん
にいつも感謝している鈴木さんは、自分
ではほとんど家事をしないそうです。そ
こで、料理は一人暮らしの時からという
理事長を誘って、家事の基本である「料
理」を一緒に体験することにしました。
「ちゃんと覚えて、家族にも作ってあげた
いです」と、意欲満々の鈴木さん。

二人が訪問したのは、レベルに合わせて
楽しく料理を学べるABCクッキング
スタジオ。今回は、ご飯の炊き方、お味噌
汁と肉じゃがの作り方を学びました。

包丁を手に、「手を切っちゃうから、救
急車を待たせておいた方がいいよ」と、最
初は冗談を言っていた理事長も、時が経
つほど真剣に。鈴木さんも「包丁で切る時
は、すごく集中力を使いました」と、熱心
に料理に取り組みました。

作り終えた後の試食は、まさに至福の
時間。「自分で作って食べると、思い入れ
がありますね」と鈴木さん。理事長も「趣
味にする人が多いのが分かる!」と、貴重
な体験になったようです。



洗う物は得意だよ



ご飯、お味噌汁、 肉じゃがが完成!



今度はウチで挑戦します

美味しくできたかな?

久しぶりに料理に挑戦したというお二人でしたが、先生の丁寧なご指導で上手にできました。

日々にも、創意工夫と心が込められているんだね

- ★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
- ★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
- ★=[「……」]



オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

T O K Y O

HEART
RHYTHM
CLINIC

東京
ハートリズム
クリニック

東京ハートリズムクリニックは、
不整脈治療に特化した循環器内科です。
すべての不整脈を治療対象とし、
薬・カテーテルアブレーション・
ペースメーカーを用いて治療します。



院長 桑原大志

「不整脈と診断されたら、
不整脈治療スペシャリストの
当院へご相談ください」

私たちは不整脈治療に特化した
クリニックです。

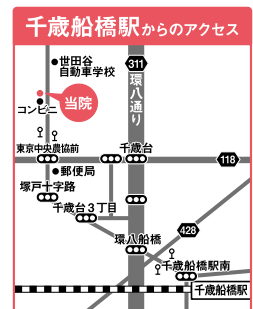
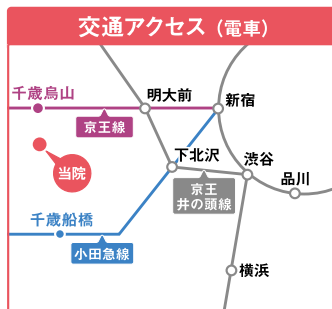
幻冬舎より
好評発売中



当クリニック院長
桑原大志 著

発作ゼロ・再発ゼロをめざす
「心房細動」治療

症状がなくても要注意！
～脳梗塞を防ぐ 心房細動の最新治療～
心房細動の基礎知識、治療法選び、術
後の過ごし方までをわかりやすく解説
しています。



電車: 新宿駅から京王線千歳烏山駅(準特急11分)、千歳烏山駅下車 南口・西口(南側)より徒歩13分

バス: 京王線千歳烏山駅より京王バス[歳23][丘22]で4分、小田急線千歳船橋駅より京王バス[歳23][丘22]で10分、
「芦花(ろか)高校入口」下車すぐ

当院駐車場: 6台



	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	—
午後 13:00~17:00	○	○	○	○	○	—	—

入院(16床) 320列マルチスライスCT
カテーテル手術室 超音波診断装置

東京ハートリズムクリニック

〒157-0063 東京都世田谷区粕谷 3-20-1
tel 03-6371-0700 fax 03-6371-0701
www.tokyo-heart-rhythm.clinic

札幌支部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森支部	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸支部	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田支部	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈支部	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡支部	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野支部	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白若16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関支部	〒021-0892 岩手県一関市東地主町60番地 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台支部	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島支部	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山支部	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟支部	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越支部	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸支部	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林支部	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷支部	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮支部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷支部	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東支部	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏支部	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸支部	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋支部	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6F TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井支部	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内支部	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.03-6212-2831
神田支部	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
新宿アルタ支部	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木支部	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル2階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷支部	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川支部	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺支部	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和支部	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川支部	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田支部	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜支部	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和支部	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南支部	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原支部	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府支部	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央支部	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
伊東支部	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋支部	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋支部	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市支部	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都支部	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中支部	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪支部	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺支部	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸支部	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山支部	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島支部	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山支部	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州支部	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡支部	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分支部	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡支部	〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町5-1740-2 TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄支部	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

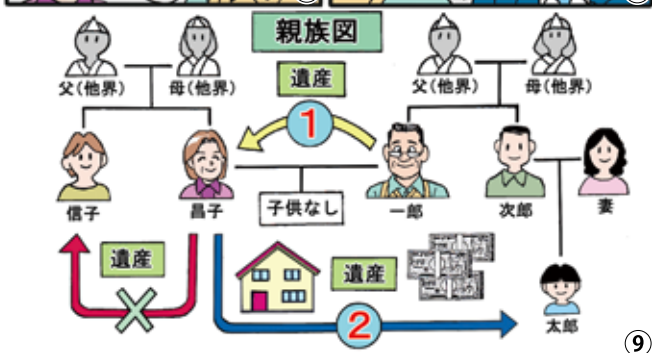
編集後記

主婦業を長いことしていますが、今月のふらトクで料理教室を訪れ、忘れていた料理の基本を思い出しました。じゃがいもは丁寧に面取りされ、味の良く染みた「肉じゃが」はとっても美味しそうでした。つい自己流にアレンジしたり、面倒な工程を省略しがちでしたが、ひと手間かけることで美味しくなることを改めて実感しました。(東方)

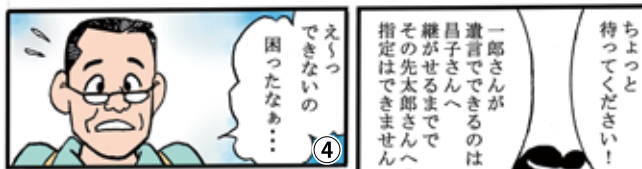
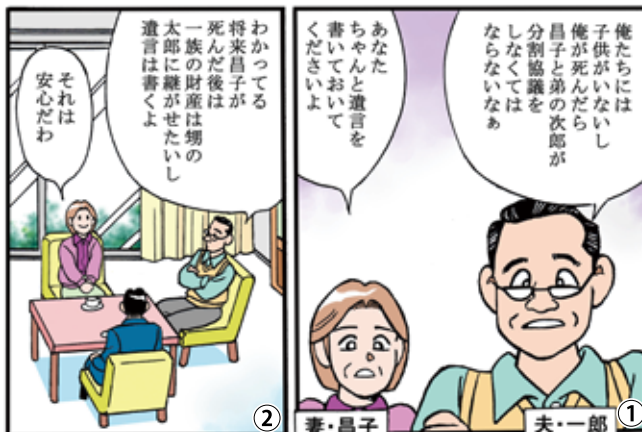
以前、お金は「ありがとうの気持ちを形にしたもの」というのを聞いたことがあります。それを聞いてからお金を払う時もいただく時にもやり取りをする際の意識が変わりました。世の中が電子マネーなど見えない形のお金でのやり取りが多くなってきましたが、そういう気持ちのやり取りはなくなると心がけようと思っています。(片寄)

第2回

家族信託をしませんか？



次の次の代までの遺産相続



家族信託なら

「次の次」まで決められます！

お元気なうちに家族信託をすることによって、次の次まで代々の財産承継者を、ご自身で決めることができます。

遺言では

「次」までしか決められません！

遺言で財産承継者を決められるのは、次の承継者までです。その先は、承継者が再度遺言を書くことで決められますが、遺言の撤回や書き換えで内容が変更される可能性があります。

辻・本郷 税理士法人では、弁護士、司法書士とアライアンスを組んで、皆様のため、家族信託のサービスを提供させていただいております。家族信託は、オーダーメイドの契約です。まずは、お気軽にご相談ください。

お申し込み＆お問い合わせ

Tel. 03-5323-3325

【受付時間】 9：00～17：30
※土日・祝日・年末年始除く



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

新宿本部
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
http://www.ht-tax.or.jp

辻・本郷

検索